

(別紙)

受講資格<基準第 10 条第 3 項第 1～10 号>確認書類

該当者	必要書類	
1号 保育士資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・保育士(保母)資格証明書(写し) ・保育士試験合格通知書(写し) ・指定保育士養成施設卒業証明書(写し) ・保育士養成課程修了証明書(写し) ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証(写し)	
2号 社会福祉士資格を有する者	公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証(写し) または 社会福祉士試験合格通知書(写し)	
3号 高卒以上 <sup>※1</sup> で2年以上児童福祉事業に従事した者	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書(写し) ・実務経験証明書(2年以上児童福祉事業 <sup>※2</sup> に従事したことが分かるもの)	注)放課後児童健全育成事業は児童福祉事業に該当します。
4号 教育職員免許法第4条に規定する免許状 <sup>※3</sup> を有する者	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有することが分かるもの(教育職員免許状(写し)、教育職員免許状授与証明書(写し)など)	
5号 大学 <sup>※4</sup> にて社会福祉学等 <sup>※5</sup> の課程修了卒業者	卒業証書(写し) または 卒業証明書(写し) ※社会福祉学等 <sup>※5</sup> の学位を取得したことが明記されたもの	
6号 大学にて社会福祉学等 <sup>※5</sup> の課程単位取得修了者 <sup>※6</sup>	大学院入学許可書等(写し)	
7号 大学院にて社会福祉学等 <sup>※5</sup> の課程修了卒業者	修了証明書等(写し) ※社会福祉学等 <sup>※5</sup> の学位を取得したことが明記されたもの	
8号 外国の大学にて社会福祉学等 <sup>※5</sup> の課程修了卒業者	卒業証書 <sup>※7</sup> (写し) または 卒業証明書 <sup>※7</sup> (写し) ※社会福祉学等 <sup>※5</sup> の学位を取得したことが明記されたもの	
9号 高卒以上 <sup>※1</sup> で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事 <sup>※8</sup> し、当該市町村長が適当と認めた者	以下の書類すべて ・卒業証書または卒業証明書(写し) ・実務経験証明書(2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことが分かるもの) ・当該市町が適当と認めたことの確認書 <sup>※8</sup>	
10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	以下の書類すべて ・実務経験証明書 (5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことが分かるもの) ・当該市町が適当と認めたことの確認書 <sup>※9</sup>	

※1 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した方

※2 児童福祉法第6条の2の2、第6条の3、第7条等に規定する事業(放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童館、認可外保育施設等含む。)。ただし、事務職員等、児童に直接接していない場合は除く。

※3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状、養護教諭の免許状又は栄養教諭の免許状を有している方(教職課程のみ修了し、免許状が授与されていない場合は除く。)

※4 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)

※5 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(単位のみ取得は除く。左記学部、学科、専攻等を卒業証書・学位記等で修了したことを確認できる場合に限り。)

※6 社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた方

※7 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること

※8 第9号の2年以上従事とは、2年以上かつ総勤務時間2,000時間従事したことをいう

※9 確認書(第9号、第10号)については、①、②を準備の上勤務先市町の放課後児童健全育成事業担当課へ作成を依頼すること